

## 公法判例研究 (二)

## 九州公法判例研究会

在任中に任命欠格事由に該当するに至った裁判官の地位と裁判官弾劾

— 罷免の訴追を受けた裁判官が、在任中その任命資格を失うに至った場合には、当然には裁判官の地位を失わず、失官の効果を生ずるためには改めて裁判官弾劾裁判所の罷免の判決を要するとした事例—

裁判官弾劾裁判平成一三年一月二八日判決、平成一三年(訴)第一号、裁判官罷免訴追事件、終局裁判(確定)、官報第三二五三号(平成一三年一月三〇日付)一一頁。

大城 渡

## 【事実の概要】

裁判官弾劾裁判所(以下、「弾劾裁判所」とする。)は、裁判官訴追委員会(以下、「訴追委員会」とする。)による、判事村木保裕(以下、「被訴追者」とする。)の裁判官罷免の訴追を受けて、その法的根拠となった裁判官弾劾法二条

二号の該当性判断にあたって、予め次のような事実を認定している。

## ① 被訴追者の裁判官歴

これまでの被訴追者の地方・家庭・簡易各裁判所への勤務歴が跡付けられた後で、「通算三年程度、少年事件を担当した」ことが特になお書きで付されている。被訴追者は、罷免訴追時にあつては、「東京地方裁判所判事兼東京簡易裁判所判事(東京高等裁判所判事職務代行)」の要職にある現職の裁判官であつた。

## ② 被訴追者の犯罪行為

被訴追者は、三回(①平成一三年一月二〇日に神奈川県川崎市で当時一四歳の少女、②同年四月五日に千葉県市川市で当時一六歳の少女、③同月二八日に東京都八王子市で当時一五歳の少女)にわたり、少女らが一八歳に満たない児童であることを知りながら、各々児童買春に及んだ。

## ③ 刑事事件の経緯

被訴追者は、以上の犯罪行為に基づく「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(平成一一年法律第五二号)(以下、「児童買春処罰法」という。)違反の容疑による緊急逮捕時には逃走を図るなどして抵抗したが、その後、平成一三年六月八日と同月一

八日に東京地方裁判所に起訴されるに至った。被訴追者は、刑事訴訟においては一貫して刑事訴追された事実を認め、同年五月二十四日に退官届を提出して、<sup>(1)</sup>「罷免されることを当然と受け止める反省の態度を」示した。

そして、訴追委員会による被訴追者に対する罷免の訴追が平成一三年八月九日になされた後に、<sup>(2)</sup>被訴追者は、同年八月二七日の東京地方裁判所判決によって懲役二年、執行猶予五年の刑を宣告され、同判決は同年九月一日に確定した。これによって、被訴追者は、裁判所法四六条一号の「禁錮以上の刑に処せられた者」として裁判官の任命欠格事由に該当することとなった。そこで、当該判決によって、被訴追者が裁判官としての地位を当然に失ったことになるか否かが問題となった。

#### ④ 社会的背景

また、本件では、概ね、(1)「児童買春処罰法」が制定された背景、(2)同法施行に係る捜査機関の取組み、(3)裁判に対する国民の信頼を大きく失墜させる現職の刑事事件担当裁判官の逮捕という、本件事案に対する世論の動向について、特に言及がなされている。

#### 【判旨】（傍線は大城）

「被訴追者を罷免する。」

#### ① 在任中任命欠格事由に該当した裁判官の身分

憲法上は、三権分立及び司法権の独立という憲法原理の採用、裁判官の職権行使の独立を保障する七八条、国民の公務員選定罷免権（一五条）と司法権の独立の調和を図る六四条一項の弾劾裁判所の制度設計や、（後の【評釈】で説明する）当然失官説が有している法令解釈上の欠陥等を根拠として、「罷免の訴追を受けた裁判官が、在任中任命資格を失うに至った場合には、当然には裁判官の地位を失わず、裁判官弾劾裁判所の罷免の判決があつてはじめて失官の効果が生ずると解するのを相当とする」とした。

#### ② 裁判官弾劾法第二条第二号該当性の判断方法

裁判官弾劾法第二条第二号に規定する「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」に該当するかどうかを判断するにあたっては、（裁判官の地位を根幹で支える）「国民の信頼に対する背反と最終的に認められるかどうかが重要であるから、訴追状記載の罷免事由とされた行為の有無はもとより、被訴追者の具体的職務や地位、その行為を行うに至った経緯、その行為が社会に及ぼした影響、司法権に対する国民の信頼を損ねた程度等、訴追事由に起因して生じ

## 判例研究

た被訴追者に対する国民の信頼の崩壊全体が審理の対象となるというべきである。」

## ③ 本件における裁判官弾劾法第二条第二号該当性判断

弾劾裁判所は、訴追事由である、被訴追者による三人の児童に対する児童買春行為が法的にも倫理的にも許されないことに加えて、児童買春処罰法制定にまで至った児童買春の根絶に向けた社会の取組み、当該児童買春行為の違法性を際立たせる被訴追者の刑事事件及び少年事件の担当経験、当該犯行隠蔽に向けた行為の悪質性、そして、以上の事情が大きく報道されたことをもって、「国民の司法に対する信頼」の限らない動揺を認定する根拠（事実）とした。

「以上の事実を照らせば、被訴追者がいかに反省を示しても、被訴追者の行為により失われた司法の信頼を回復するには、弾劾により被訴追者を罷免するほかになく、被訴追者には裁判官弾劾法第二条第二号の『裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったとき』に該当するといわざるを得ない」ので、当裁判所は、これを適用して被訴追者を罷免することとする。

## 【評 釈】判旨には概ね同意。

被訴追裁判官の罷免に至った本件判決によって、「公の

弾劾」により罷免された者は、一九八一年以来二〇年ぶり五人目となった。また、地裁・高裁判事レベル（裁判所法五条で規定される、裁判官の官名の一つとしての「判事」）では初めての罷免者でもある。

## ① 在任中任命欠格事由に該当した裁判官の地位（身分）

「公の弾劾」（憲法七八条）による裁判官罷免制度を憲法が採用してから五〇年以上経過するが、裁判官が禁錮以上の刑に処せられその刑事裁判が確定した（すなわち、裁判官任命中にその欠格事由（裁判所法四六条一号）に該当するに至った）場合に、弾劾裁判所の罷免の裁判を経ずに、当然に失官するの点については、これまで学説上見解が分かれたままになっていた。

学説としては、主として次の二つが対立していた。

第一は、裁判官の任命につきその欠格事由が定められている以上、それに該当するに至った場合には、当然に公の弾劾手続を必要とせず失官すると解する説（当然失官説）である。この説に立つ論者らによれば、この場合、当然に失官すると解しても司法権独立の原則を特に害するとも思われないし、裁判官が司法裁判所の判決によって禁錮以上の刑に処せられたのに、更に改めて弾劾裁判所の罷免の判決によらなければ罷免されない、と解するのは、屋上

屋を架すものであり、おそらく国民感情や常識に反するであろう、とする。従来、「通説的」とも称されてきた学説<sup>(4)</sup>である。

第二は、裁判官が在職中にその任命欠格事由に該当するに至っても、当然には失官することはなく、これを罷免するためには、改めて「公の弾劾」の手続が必要と解する説（弾劾裁判必要説）である。この説に立つ論者らによれば、一般公務員の場合には、在職中に官職に就く能力を失ったときは当然に失職すると定められている（国家公務員法七六条）のに対して、裁判官についてはこの旨の規定がないのは、憲法上保障された裁判官の特殊な地位と弾劾制度の存在に基づくものと解されること、憲法七八条が裁判官の罷免を二つの場合に限っていることからみて、それ以外に裁判官がその意に反してその職を失う場合を認めることは同条の趣旨に反すること等をその根拠とする。近時では、頼に有力に主張されていると思われる学説<sup>(5)</sup>である。

その他に、「禁錮以上の刑に処せられ、または禁治産もしくは準禁治産の宣告を受け、その裁判が確定した」場合<sup>(6)</sup>、これらは「元来裁判官の欠格事由であるが（裁判所法四六条一号、国家公務員法三八条一号）、裁判によって宣告される点で分限裁判に準じてこれによって当然失官するもの

と解してよい」とし、「これに反し、破壊的活動の政党を結成しまたはこれに加入しても（国家公務員法三八条五号）、これによって直ちに失官せず、弾劾裁判による罷免をまたなければならぬ」と場合分けして解する折衷説<sup>(7)</sup>もあるが、本件のような事案では当然失官説と同様の結論をもたらす。

本判決では、明白に近時の有力学説である弾劾裁判必要説によることを示した。この問題は、恐らく、一般の国家公務員と比較した場合における裁判官の身分保障の程度の理解や、国民感情や常識などという形で示される「民意」と司法権の独立の關係の理解の仕方等とも多分に関わるものと思われるが、私見によれば、国民の公務員選定罷免権に基づく裁判官弾劾制度は同時にまた裁判官の身分保障にも仕えていること、裁判官の身分保障はその罷免手続に際しても屋上屋を架すような慎重な手続を要求するものであると解されうること、それ故に裁判官の地位に著しく影響を及ぼし得る「民意」の調達は憲法上明文で規定された場合に厳格に制限されると解すること等を根拠として前記の弾劾裁判必要説を支持して、本件判旨は妥当なものと考えらる。

なお、弾劾裁判所事務局によれば、本件判旨は、特に被

## 判例研究

訴追者側の、当然失官説の立場に基づく主張に応えたようなものではなく、あくまでも自らの裁判管轄に関するものとして弾劾裁判所が職権で判示したものであるとされる。

## ② 裁判官弾劾法第二条二号該当性の判断方法

本判決では、これまでの罷免判決に照らすと、罷免事由に当たる被訴追者の行為に加え、本件事案に対する世論の動向も含む「社会的背景」が罷免判決の理由の一つとして認定されていることが注目される。この点について若干の検討をしておきたい。

裁判官の如何なる行為が裁判官弾劾法第二条二号に規定する「著しい非行」に当たるか否かの判断は、そもそも「非行」の概念自体が相対的であり、国民の裁判官に対する理想像の変化によって流動的なものである以上、可変的な多くの要素が考慮に入れられなければならない<sup>(8)</sup>。従って、審理の対象が広げられただけ政治的な恣意が入る恐れもあるが、現行法の「著しい非行」という曖昧な罷免要件の下では、憲法上の裁判官の身分保障の見地から、訴追委員会から提出された「訴追状記載の罷免事由とされた行為の有無はもとより、被訴追者の具体的職務や地位、その行為を行うに至った経緯、その行為が社会に及ぼした影響、司法権に対する国民の信頼を損ねた程度等、訴追事由に起因し

て生じた被訴追者に対する国民の信頼の崩壊全体が審理の対象となるべき」とする本判決の判旨は、さらに国民の公務員選定罷免権に由来し、公務員に対する民主的統制という民主主義の原理的な要請に忠実であるべき弾劾裁判所の性格に鑑みても、妥当と解されることになろう。但し、国民の信頼に関する弾劾裁判所の判断が適切かどうかについて、国民の監視が特に重要となるであろうことは多言を要しない。

以上の観点に照らすと、裁判官弾劾法第二条二号該当性の判断につき、本判決において特に「民意」の動向に関する「社会的背景」を具体的に認定したことは積極的に評価することができる。

## ③ 本件における裁判官弾劾法第二条二号該当性判断

繰り返しになるが、本判決では、これまでの罷免判決に照らすと、罷免事由に当たる被訴追者の行為に加え、特に本件に対する世論の動向や、児童買春処罰法が制定された背景も含む「社会的背景」が罷免判決の理由の一つとして認定されていることが注目されるが、この点につき妥当と評価できることは前述した。認定された「社会的背景」の内容そのものも妥当なものと思われる。

本件は、既に裁判官が禁錮以上の刑に処せられその刑事

裁判が確定した（すなわち、裁判官任命中にその任命欠格事由（裁判所法四六条一号）に該当するに至った）場合に該当し、従って、本件における弾劾裁判所の主たる役割は、事実上は既に司法裁判所によって確定されている当該欠格事由を裁判官弾劾法二条二号に照らし改めて確認するものであったと言えなくもない。本件で問題となった、禁錮以上の刑に処せられた被訴追者の犯罪行為は、それだけで、特に刑事事件、少年事件を裁く職務にある者として明らかに不適格とするに十分な事実であり、司法に対する国民の信頼に違背するものである。従って、ある意味では、本件における裁判官弾劾法二条二号該当性判断は至極妥当と思われる、このことにさほど重要な法的論点は存しないのかもしれない。それ故に、この点では前記の当然失官説の立場にも一理あるとも思われるが、「社会的背景」という形で、前述の民主主義の原理的要請に特に意を払ったかのように思われる、弾劾裁判所による本件判決は、やはり司法裁判所とは異なる憲法的観点（裁判官の地位の民主的統制）からの判断である点で適切と評価されるものであり、前記の弾劾裁判必要説が有する憲法上の意義を確認するものである。蓋し、司法裁判所の有罪判決に裁判官罷免の効果をも事実上伴わしめる当然失官説では、裁判官弾劾制度がバ

イパスされてしまい、その重要な憲法上の意義が（図らずも）軽視ないし没却されてしまう懸念がある。

#### ④ 手続費用の負担について

裁判官弾劾法三〇条では、「…手続の費用については、刑事訴訟に関する法令の規定を準用する。」と規定する。従って、基本的には、少なくとも訴訟費用の被告人負担に関する刑法の規定（一八一条一項）が準用されることとなり、実際にも、被訴追者に手続費用を負担させるときは、罷免の裁判と共にその裁判をもこれまで行ってきた<sup>9)</sup>。

しかし、本件判決では、これまでの四件の罷免判決とは異なり、手続費用の負担について言及するところがない。弾劾裁判所事務局によれば、これは、今回の弾劾裁判において、証人数がゼロで、被訴追者の弁護人数も二名ではあるが、国選弁護人が選任されなかったことにも起因して、被訴追者が負担すべき手続費用が生じなかったことによるものであるとされる（因みに、公判開廷数は、判決言渡日も含め、三回（出張審理数ゼロ）<sup>10)</sup>である）。従って、学説上、弾劾裁判と刑事裁判とはその目的・構造に異なるところがあるために、弾劾裁判に係る手続費用の負担のあり方については争いがあるが、本件では、これに関する従来からの弾劾裁判所の立場を特に改めたものではないことに

## 判例研究

留意する必要がある。

## ⑤ その他本件事案に関する若干の管見

現行憲法では、明治憲法と比較して、裁判官に違憲立法審査権（八一条）が付与され、その地位の独立性、身分保障が著しく確立されることとなった。このような裁判官の重大な職責、地位に鑑み、その「著しい」非行や「甚だしい」職務怠慢にのみ民主的統制を加える、現行の我が国独自の裁判官弾劾制度の存立基盤が形成されている。

諸外国の弾劾制度との比較で特色あるものとして、国民の公務員選定罷免権に基づく裁判官弾劾制度の運用の実効性を確保するため、罷免・訴追後の被訴追裁判官の依願免官を、その権限を有する者において禁止する免官留保の規定（裁判官弾劾法四一条）がある。しかし、本件事案では、罷免・訴追前に被訴追裁判官によって退官届が提出されたにも関わらず、最高裁は依願免官にはよらず、あくまで弾劾による罷免を追求して訴追請求に至っている。裁判官弾劾制度の目的は専ら「不適格な裁判官の排除」にあるとして捉え、当該目的の遂行のために、依願免官を広く許容して必ずしも弾劾制度には固執しない、故に現行の免官留保の規定についても批判的な立場<sup>12)</sup>に言及するまでもなく、この点は、弾劾裁判制度の本質に関わる重要な論点となりうる。<sup>13)</sup>

ここでは、本判決事項に直接に関係するものではないので、さしあたり、本件事案に係る一問題点の指摘に留めておきたいと思う。

また、裁判官の地位を民主的に統制する制度の構築は、裁判官弾劾制度に見受けられるように、その罷免の場面に必ずしも限られるわけではない。この点、何故に裁判官弾劾に係る欠陥裁判官を生みだす土壤が潜在していたのかに関して、「現在のわが国の法曹養成教育は、法律実務偏重になっており、憲法感覚をはじめ高い識見と円満な常識や法律家としての品位を身につけさせるには十分でない」との指摘<sup>14)</sup>は、昨今の法科大学院構想も含んだ司法制度改革とも関連して、例えば法曹一元の理念に基づく、裁判官養成の場面における民主的統制の重要性を示唆するものとして理解される。

果たして、本件のような事案はあくまで単なる個人的な「特異なケース」に過ぎないものか、あるいは「裁判所で忙しすぎる仕事や閉鎖社会でのプレッシャーによる歪み」という、抜本的改革を必要とする現在の司法の「土壤」に起因するものなのか。<sup>15)</sup>これも、些か本判決の評釈の範囲を越えてしまいが、本件事案が今後に有する意味合いを方向づける一つの問いではある。

(注)

(1) 被訴追者は訴追前に既に退官届を提出していたが、新聞報道によれば、最高裁はこれを受理せずに、さらに訴追委員会事務局によれば、結局、最高裁は、裁判官弾劾法一五条三項に基づき、平成一三年五月二八日に訴追委員会に対して、訴追請求を行っている。

(2) 弾劾裁判所事務局によれば、弾劾裁判所は、裁判官弾劾法三九条に基づき、平成一三年八月二二日に被訴追者の職務を停止する決定を下している。

(3) 弾劾裁判所によるこれまでの罷免判決の状況については、竹下守夫ほか「座談会」裁判官弾劾制度の50年」ジュリスト一一二三号（一九九七年）六六〇六七頁を参照。

(4) 法学協会編『註解日本国憲法下巻』（有斐閣、一九五四年）一一六八頁、田上穰治編『体系憲法事典』（青林書院新社、一九六八年）五四九頁（丸山健執筆）、宮澤俊義（芹部信喜補訂）『全訂日本国憲法』（日本評論社、一九七八年）六二九頁、佐藤功『憲法「新版」(下)』（有斐閣、一九八四年）一〇〇二頁、三ヶ月章「裁判官弾劾法」新法令の研究八号（一九四七年）一〇二頁、齋藤秀夫『国会と司法権の独立』（岩波書店、一九五一年）二四四頁、野間繁「裁判官弾劾法上の諸問題」法学新報五九卷二二号（一九五二年）一〇六頁、佐藤立夫『新版弾劾制度の研究』（前野書店、一九七九年）三二五頁などがある。

(5) 菊井維大「裁判所法」国家学会雑誌六二卷二号（一九

四八年）五九頁、伊藤正己「裁判官弾劾法及び最高裁判所裁判官国民審査法」国家学会雑誌六二卷五号（一九四八年）五二頁、同「裁判官の任命欠格事由と失官事由」法曹時報一二卷三号（一九六〇年）一頁以下、奥野健一「裁判官訴追委員会と弾劾裁判所」ジュリスト四四号（一九五三年）二六頁、小林直樹「新版」憲法講義下（東京大学出版会、一九八一年）三二五頁、鈴木忠一「裁判官弾劾法の諸問題」法曹時報三三卷七号（一九八一年）六〇頁、上村千一郎「裁判官弾劾法精義（新訂版）」（敬文堂、一九八二年）二七一頁、樋口陽一ほか「注釈日本国憲法 下巻」（青林書院、一九八八年）一一六八頁（浦部法穂執筆）、小林孝輔・芹沢齊『基本法コンメンタール憲法「第四版」』（日本評論社、一九九七年）三一八頁（常岡（乗本）せつ子執筆）、時國康夫「非当然失官説に賛する」裁判官弾劾裁判所事務局・裁判官訴追委員会事務局編『裁判官弾劾制度の五十年』（一九九七年）七五頁以下、野中俊彦ほか『憲法II（第三版）』（有斐閣、二〇〇一年）二二九頁（野中俊彦執筆）などがある。

(6) 周知のとおり、平成一二年二月の民法の一部改正によって、従来の「禁治産者」及び「準禁治産者」の制度は、各々、「成年被後見人」及び「被保佐人」の制度へとその名称を改められた。

(7) 兼子一・竹下守夫『裁判法（第四版）』（有斐閣、一九九九年）二六二頁。

## 判例研究

- (8) 上村・前掲注(5)『裁判官弾劾法精義』一〇一頁。
- (9) 上村・前掲注(5)『裁判官弾劾法精義』三九八頁。
- なお、上村は、諸外国の弾劾手続費用の負担のあり様や我が国の類似の手続(人事官弾劾裁判や裁判官分限手続)における手続費用の負担のあり様との比較検討の上で、「我が弾劾法が手続費用の負担を罷免の裁判を受けた被訴追者に課しているのは、むしろ特異な立法例に属する」と同書で指摘する(三九九頁)。
- (10) これまでの裁判官罷免訴訟事件の公判開廷数や証人数、弁護人数等は、西村健一「裁判官弾劾法の問題点とその改正について―憲法六四条の解釈に関連して―」宮崎産業経営大学法学論集四巻一―二号(一九九二年)一〇八―一〇九頁や、裁判官弾劾裁判所事務局ほか編・前掲注(5)『裁判官弾劾制度の五十年』三五六頁に掲載されている。
- (11) 本件における公判期日(三回)は、裁判官弾劾裁判所事務局によれば、平成一三年九月二〇日、一〇月三十一日、十一月二八日であった。
- (12) 佐々木高雄『裁判官弾劾制度論』(日本評論社、一九八八年)二四二頁。
- (13) 常岡せつ子「裁判官弾劾」芦部信喜ほか編『憲法判例百選II(第四版)』(有斐閣、二〇〇〇年)三九九頁参照。
- (14) 高仲東磨「弾劾裁判所論」昭和大学教養部紀要一七巻(一九八六年)一五頁。
- (15) 本文中にある「」内の引用は、毎日新聞平成一三年

十一月二八日(全国版)夕刊九面に拠る。

追記：本件判決の評釈執筆に際しては、江田五月(参議院議員)主任裁判員、裁判官訴訟追委員会事務局及び裁判官弾劾裁判所事務局から、御厚意に基づく情報提供を受けました。ここに記して、江田氏及び両事務局に謝意を表します。